

現在、石川労働局で開催される説明会を控えておりますが、厚生労働省ホームページに今後改正する法律（パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法（パワハラ防止対策関係）、女性活躍推進法、育児・介護休業法）の関係資料が掲載されていますので、ご利用ください。

法律の内容についてのご質問は随時、雇用環境・均等室までお尋ねください。

○お問合せ先

石川労働局雇用環境・均等室 TEL 076-265-4429

金沢市西念3-4 金沢駅西合同庁舎6F（金沢西念3-4-1）

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

○パートタイム・有期雇用労働法（大企業 令和2年4月1日施行）、改正労働者派遣法（令和2年4月1日施行）について

『同一労働同一賃金特集ページ』

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

○パワーハラスメント防止対策等の法制化について（令和2年6月1日施行）

『ハラスメント対策特集ページ』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

○一般事業主行動計画策定義務の対象拡大（令和4年4月1日施行）、大企業における情報公表の強化（令和2年6月1日施行）について

『女性活躍推進法特集ページ』

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

○子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得について（令和3年1月1日施行）

『育児・介護休業法について』

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>